

総務部長 決裁		役務等支出負担行為要求書								調達要求 番号		教演雑 13		科	項	防衛力基盤強化推進費			
														目	教育訓練費				
														目	細分	教育訓練演習費(教訓・雑役)			
要 求 欄										年 月 日				調 達 欄					
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元					室 長		補 佐		係 長		係		
課 長	室 長	補 佐	係 長	係		課 長 等	補 佐	供 用 官	係										
										契約方式		一般 指 隨 意		根 拠 法 令	会計法第29の3 第 項 予決令第 条 第 項 第 号				
行 為 名 称			算 出 内 訳			時期、場所、人員、その他					選 定 業 者	契 約 条 件							
高圧ガス製造設備定期 自主検査(燃焼試験装 置)			1式			仕様書のとおり 明細説明は別紙のとおり													
										予 定 価 格	総 額		算 出 の 基 礎						
総 額										調達説明 日 時		年 月 日 時 分							
備考	R7執行計画P124航空1										入札日時		年 月 日 時 分						
	課室名	航空宇宙工学科			要求者氏名	中山 宜典		電話番号	3726										

仕 様 書		調達要求番号	教演雑13
品 名	数 量	備 考	
高圧ガス製造設備定期自主検査 (燃焼試験装置)	1式	燃焼試験装置 (共和技研工業 S C T W - 1 5 0)	

1 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は、防衛大学校航空宇宙工学科の高圧ガス製造設備における、高圧ガス保安法第35条の2に基づく定期自主検査について適用する。

(2) 引用文書

この文書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、見積書又は入札書の提出時における最新版とする。

ア 高圧ガス保安法 「昭和二十六年六月七日法律第二百四号」

イ 一般高圧ガス保安規則 「昭和四十一年五月二十五日通商産業省令第五十三号」

2 役務に関する要求

(1) 役務内容

ア 本役務は、高圧ガス保安法及び一般高圧ガス保安規則を遵守のうえ実施するものとする。

イ 燃焼試験装置及び付属する固体推進薬燃焼率測定装置の配管、バルブ、計測器について、安全性を維持するための検査〔下記（a）～（h）〕を別紙1(定期自主検査実施要領)のとおり実施する。なお、配管の詳細は別図を参照のこと。

検査名	実施場所
(a) 安全弁作動検査(保安検査)	契約相手方工場
(b) 気密検査	防衛大学校総合実験棟D棟
(c) 逆止弁作動検査	契約相手方工場
(d) 配管部材検査(窒素ガス供給系統ライン)	防衛大学校総合実験棟D棟
(e) バルブ開放検査	契約相手方工場
(f) 圧力計比較検査	
(g) 調圧器作動検査	
(h) 燃焼器(チャンバー)検査	

ウ 部品交換作業

別図のとおり、燃圧計ライン、放出弁ライン、安全弁ラインの配管交換等を行う。交換部品及び使用材料は、別紙2のとおりとし、交換作業後、各部パイプ及びエウムの結合、気密性の必要な接合部をシールテープ及びグリースを使用し措置するものとする。(ガス漏れ検知スプレーで漏れがないか確認)

エ 上記ア～ウ作業終了後、構成機器の組立、取り付け(連結)をし、性能及び安全性確認の総合試験を実施するものとする。

オ 上記エ終了後、高圧ガス製造施設軽微変更届書を2部作成する。

(2) 消耗品等

作業に必要な消耗品は契約相手方が準備とし、別紙2以外に交換部品等が発生した場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

3 役務実施場所

防衛大学校総合実験棟D棟及び契約相手方工場

なお、搬入及び搬出に関わる経費については、契約相手方が実施・負担するものとする。

4 検査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

5 その他

(1) 検査実施上の注意事項

ア 作業現場の安全管理については、契約相手方の責任において関係法規に従い事故防止に努めて行うこと。

イ 検査に際して、施設及びその他の物品等に損傷を与える恐れのあるものについては、必要な措置を施すとともに、物品及び構造物等に損傷を与えた場合は、契約相手方において速やかに原状に復するものとする。

(2) 仕様書及び関係図書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏えいしないこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。

(3) 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

定期自主検査実施要領

(a) 安全弁作動検査（保安検査）（2 台）

	機 器	数量	規 格 等
1	N 弁類 揚程型 (No.A31106)	1	口径 5m/m 設定圧力 16.77MPa 吹上圧力 12.94MPa
2	N 弁類 揚程型 (No.A43963)	1	

窒素ガスまたは空気を用い、圧力を確認すること。

吹出圧力は設定圧力の 10%以下、吹止まり圧力は設定圧力の 80%以上であること。

(b) 気密検査

原則として空気その他の危険性のない気体の気圧をかけて行うこと。

常用の圧力以上の圧力を 10 分間保持した後、気密及び漏れを検査すること。

(c) 逆止弁作動検査

分解整備を行い、弁とシートの接触面等を点検すること。

(d) 配管部材検査（窒素ガス供給系統ライン）

外部腐食、摩耗、亀裂及びその他損傷の有無の確認。

(e) バルブ開放検査

ゲランド部、スピントル部及びシート接触部の損傷の有無の確認。

(f) 圧力計比較検査（5 台）

	機 器	数量	常用圧 (MPa)	最大目盛 (MPa)	最小目盛 (MPa)
1	元圧計	2	14.7	25.0	0.5
2	調圧計 (高圧)	1	14.7	25.0	0.5
3	調圧計 (中圧)	1	4.90	10.0	0.2
4	燃圧計	1	14.7	25.0	0.5

窒素ガスまたは空気を用い、圧力を正常に計測できるか確認すること。

(g) 調圧器作動検査（2 台）

	機 器	数量	規 格 等
1	調圧器	2	YR-5062

保安検査ゲイフラムの接触部の損傷の有無の確認及び作動確認。

(h) 燃焼器（チャンバー）検査

内部の腐食、摩耗、亀裂及びその他損傷の有無を確認し、内部清掃を実施し錆び、汚れ等を落とし、部品交換を行う。交換部品については別紙 2 の No.1～No.37 のとおり。

高圧ガス製造設備定期自主検査用交換部品及び使用材料

No.	品名	規格	数量	備考
1	ステンレス鋼管	SUS304TP-S-C $\phi 6 \times t1.0 \times 4m$	17 本	
2	ステンレス鋼管	SUS304TP-S-C $\phi 8 \times t1.0 \times 4m$	1 本	
3	ユニオン	SS-6M0-6	19 個	
4	ユニオンエルボ	SS-6M0-9	5 個	
5	ユニオンティ	SS-6M0-3	1 個	
6	ハールクハットユニオン	SS-6M0-61	4 個	
7	オスコネクタ	SS-600-1-6RT	1 個	
8	オスコネクタ	SS-6M0-1-4RT	20 個	
9	オスコネクタ	SS-6M0-1-6RT	6 個	
10	オスコネクタ	SS-8M0-1-4RT	5 個	
11	オスコネクタ	SS-8M0-1-6RT	4 個	
12	オスエルボ	SS-6M0-2-4RT	15 個	
13	メスコネクタ	SS-6M0-7-6RG	1 個	
14	六角ニップル	SS-4HN-RT	2 個	
15	経違六角ニップル	SS-6-HRNT-4RT	2 個	
16	六角ニップル	6N-PT-8A SUS316	2 個	
17	プラグ	SS-6M0-P	4 個	
18	O-RING	1 種 A P7	2 個	
19	O-RING	1 種 A P11	4 個	
20	O-RING	1 種 A S6	2 個	
21	O-RING	1 種 A G35	14 個	
22	O-RING	1 種 A G50	4 個	
23	O-RING	1 種 A G55	1 個	
24	O-RING	1 種 A G60	4 個	
25	O-RING	1 種 A G80	1 個	
26	O-RING	1 種 A G100	1 個	
27	O-RING	1 種 A G140	1 個	
28	パッキン(可視窓)	TE4-140001-#1	4 個	
29	パッキン(可視窓)	TE4-140001-#2	4 個	
30	パッキン(オリフイス)	TE4-140002	3 個	
31	パッキン(導管部)	TE4-130002	3 個	
32	パッキン(圧力計)	TE4-0639	5 個	
33	ステンレスタワシ	SUS430 TSTB30-10	1 式	点検作業用
34	シールテープ	20-101315	4 巻	点検作業用
35	グリース	G-40M 100g	1 巻	点検作業用

36	ガス漏れ検知スプレー	キューボフレックス	3 個	点検作業用
37	ガスボンベ	テスト用 N2 ガスボンベ	3 本	点検作業用

高压ガス製造設備（燃焼試験装置（SCTW-150））

